

令和5年度

地域のつながりづくり

促進事業

応募の手引き



社会福祉法人三条市社会福祉協議会

1 地域のつながりづくり促進事業とは？

地域住民が主体となって人と人がつながり地域のたすけあいのきっかけとなる活動や交流のための事業経費を助成します。

2 助成対象事業

(1) 高齢者や障がい者等のつながりづくり型

外出機会や地域住民との交流頻度が少ない高齢者、また障がい者等に案内をして行う地域交流や支援活動

(2) 多世代交流型

多世代の交流を目的に開催する催し

(3) 子ども食堂

年末年始特有の特別な仕様により行う子ども食堂

(4) 障がい者施設を行う地域交流

年末年始特有の特別な仕様により行う地域住民との交流を目的とした催し



※ 公的な助成金を活用している事業や祭事は対象外です。

※ 同じ内容で行う事業は年間1回までの助成です。

3 対象団体

ボランティア団体、ふれあい・いきいきサロン等の集いの場、自治会、地区PTAなどの地域の活動団体（地域コミュニティ団体含む。）、通年実施している子ども食堂運営団体（ただし、社会福祉法人は除く。）及びそれらが共同した団体

4 事業実施期間

令和5年4月1日（土）から令和6年3月31日（日）までに行われる事業が対象です。

5 助成額

(1) 団体等が行う一事業に対し、基本額15,000円に参加人数に500円を乗じた額を加えた額で必要額（限度額10万円）を助成します。ただし、一人当たりの飲食にかかる経費は500円まで、また一人当たりの景品等にかかる経費は300円までです。

(2) 子ども食堂運営団体が行う事業に対し、一か所につき年間1回10万円を限度に助成します。

(3) 障がい者施設が行う事業に対し、一施設年間1回、基本額3万円に施設実利用者数に千円を乗じた額を加えた額を助成します。

※ 助成金の増額申請はできません。

6 助成対象経費

(1) 助成の対象となる経費

地域のつながりづくり促進事業に直接要する経費

- (2) 助成の対象とならない経費
- ① 事務所等の維持管理に要する経費
 - ② 人件費・団体等の構成員への謝礼金
 - ③ 商品券・図書券などの金券
 - ④ アルコール類

7 申請方法

募集期間中に必要な書類を社会福祉協議会に提出してください。

【募集期間】

令和5年4月3日(月)～5月31日(水)

※これ以降は予算の範囲内で受付順に審査・決定を行いますので、ご相談ください。

8 申請手続き

次の書類の提出をお願いします。

- ① 助成金交付申請書(様式第1号)
- ② 収支予算書(様式第2号)

※ 様式は当会ホームページからもダウンロードできます。

助成の審査終了後、助成金交付決定通知書(様式第3号)をお送りします。

9 助成金の支払

助成金は基本的には前払い(概算払い)ですが、事業終了後にかかった金額を後払い(精算払い)で受け取ることも選択できます。前払いの場合は決定通知書を受取り後、また後払いの場合は活動終了後1か月以内に、助成金請求書(様式第4号)を提出してください。

10 実績報告

事業終了後1か月以内に、次の書類を提出してください。

- ① 実績報告書(様式第5号)
- ② 収支決算書(様式第6号)
- ③ 活動状況のわかる写真、新聞記事、チラシ等

※ ご提供いただいた写真は広報資料等に使用させていただく場合がございます。

- ④ 後払いを希望される場合は、助成金請求書(様式第4号)


11 助成金の返還


助成金受領後に、次のいずれかに該当したときは、既に交付した助成金の全部又は一部の返還をお願いします。


- (1) 申請後、内容を大幅に変更したとき
- (2) 助成する目的以外に使用したとき
- (3) 事業を中止したとき
- (4) 助成金を使用しなかった、又はその支出額が予算と比べて少なかったとき

12 主な事業例


(1) 高齢者や障がい者等のつながりづくり型

活 動 名	高齢者の集い	
主 な 内 容	地域の高齢者に参加を呼びかけて、外出や楽しみの機会を提供することを目的に、交流会を行う。講師に依頼して脳トレ講座を行ったり、踊りを見て、交流を楽しむ。	
参加予定人数	30人	
助成限度額	基本額 15,000 円+ <u>30人</u> ×500 円=30,000 円	
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食にかかる経費 ※1人当たり 500 円まで 茶菓子代、飲み物代(アルコール類は除く)、割り箸やプラスチック容器などの飲食にかかる消耗品 など ● 景品等にかかる経費 ※1人当たり 300 円まで ● それ以外の経費 案内チラシ代、衛生用品、講師謝礼、消耗品 など 	

活 動 名	お楽しみ会	
主 な 内 容	地域の高齢者に参加を呼びかけて、歌や踊りを鑑賞したり、レクリエーション活動を通して、住民同士の交流を深める。	
参加予定人数	10人	
助成限度額	基本額 15,000 円+ <u>10人</u> ×500 円=20,000 円	
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食にかかる経費 ※1人当たり 500 円まで 茶菓子代、飲み物代(アルコール類は除く) など ● 景品等にかかる経費 ※1人当たり 300 円まで ● それ以外の経費 案内チラシ代、会場費、講師謝礼、消耗品 など 	

活 動 名	ジャガイモ掘り&料理交流会	
主 な 内 容	発達に課題のあるお子さんとその家族を対象に、地域の方々と一緒にジャガイモ掘りを体験し、カレーを食べて、交流を図る。	
参加予定人数	15人	
助成限度額	基本額 15,000 円+ <u>15人</u> ×500 円=22,500 円	
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 飲食にかかる経費 ※1人当たり 500 円まで 食材代、飲み物代(アルコール類は除く)、割り箸やプラスチック容器などの飲食にかかる消耗品 など ● それ以外の経費 案内チラシ代、会場費、消耗品 など 	

(2) 多世代交流型

活 動 名	地域多世代交流	
主 な 内 容	地域の子どもから高齢者まで幅広く参加を呼びかけて一緒にレクリエーション活動を行い、多世代での親睦を深める。	
参加予定人数	30人	
助成限度額	基本額 15,000 円+ <u>30人</u> ×500 円= <u>30,000 円</u>	
助成対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●飲食にかかる経費 ※1人当たり 500 円まで 昼食代、飲み物代(アルコール類は除く)、茶菓子代、割り箸やプラスチック容器などの飲食にかかる消耗品 など ●景品等にかかる経費 ※1人当たり 300 円まで ●それ以外の経費 案内チラシ代、レクリエーション材料代、講師謝礼 など 	

(3) 子ども食堂

主 な 内 容	子ども食堂運営団体が、広く地域に呼び掛けて年末年始の特別な仕様による子ども食堂を行う。
助成対象経費	チラシ代、会場費、飲食に係る経費、余興などの講師謝礼金、消耗品費(イベントの材料費、プレゼント代など)

(4) 障がい者施設の行う地域交流

主 な 内 容	障がい者施設が、地域住民に案内をしていっしょに年末年始の催し物を行う。
助成対象経費	チラシ代、会場費、飲食に係る経費(※アルコール類は対象外)、余興などの講師謝礼金、消耗品費(イベントの材料費、プレゼント代など)

13 スケジュール

項 目	日 程
①募集期間	4月3日(月)～5月31日(水) 以降は、予算の範囲内で受付順に審査・決定を行いますので、ご相談ください。
②審査・交付決定	6月初旬に助成金交付決定通知書を送付します。
③請求書の提出	前払いを希望する場合は、指定の期日までに請求書をご提出ください。
④助成金交付	事業実施日の1か月前以降に助成金を交付します。
⑤実績報告書及び収支決算書の提出	活動終了後、1か月以内にご提出ください。 後払いの場合は、いっしょに請求書の提出もお願いします。

14 注意点

申請時の参加予定人数よりも、実際に参加した人数が減少した場合
→助成金を一部返還していただきます。

例 30人の参加を見込み、30,000円(=15,000円+30人×500円)を申請したが、
実際に開催したところ、参加者は20人だった。
→この場合、参加者20人分の25,000円(=15,000円+20人×500円)が最終
的な助成額になります。残りの5,000円は返還していただきます。

食事や景品に係る経費の最大助成額も実際に参加した人数で計算します。

●食事に係る経費:20人×500円=10,000円まで

●景品に係る経費:20人×300円=6,000円まで

15 問合せ・相談・書類の提出先

三条市社会福祉協議会 総務福祉係

〒955-0823 三条市東本成寺2-1 三条市総合福祉センター内

Tel:0256-33-8511

Fax:0256-33-3004

E-mail:sanjosyakyo-4@sanjo-syakyo.jp

ホームページ:<https://sanjo-syakyo.jp/>

※ 次のところでも問合せ・相談・書類の提出が可能です。

三条市地域包括支援センター下田

〒955-0192 三条市荻堀 830-1 三条市役所下田庁舎内

Tel:0256-46-3193

Fax:0256-46-3194